

1 . 条例関係

○田布施町防災会議条例

昭和38年3月20日

条例第1号

改正 昭和40年8月10日条例第20号

昭和55年3月26日条例第11号

平成12年3月24日条例第21号

平成23年3月25日条例第4号

平成24年10月1日条例第14号

平成27年3月31日条例第19号

平成31年3月27日条例第1号

令和3年9月21日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、田布施町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 田布施町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げるものをもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 2人
 - (2) 山口県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 4人
 - (3) 山口県警察の警察官のうちから町長が任命する者 1人

- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 8人以内
- (5) 教育長
- (6) 光地区消防組合の職員のうちから町長が任命する者 1人(令和7年度改正予定)
- (7) 田布施町消防団長
- (8) 柳井地域広域水道企業団のうちから町長が任命する者 1人(令和7年度改正予定)
- (9) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 6人以内
- (10) 自主防災組織を構成する者及び防災上町長が特に必要と認める職にある者 5人以内

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山口県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の内から町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和40年8月10日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年3月26日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第21号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月25日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月1日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日条例第19号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成３１年３月２７日条例第１号）
この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和３年９月２１日条例第１１号）
この条例は、公布の日から施行する。

○田布施町防災会議委員名簿

NO	職 名	備 考
1	田布施町長	会長
2	徳山海上保安部長	1 号委員
3	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所長	
4	山口県柳井県民局長	2 号委員
5	山口県柳井土木建築事務所長	
6	山口県柳井健康福祉センター所長	
7	山口県柳井農林水産事務所長	
8	山口県警察本部柳井警察署長	3 号委員
9	田布施町副町長	4 号委員
10	田布施町総務課長	
11	田布施町建設課長	
12	田布施町経済課長	
13	田布施町町民福祉課長	
14	田布施町健康保険課長	
15	田布施町教育委員会学校教育課長	
16	田布施町教育長	5 号委員
17	光地区消防組合消防本部担当職員	6 号委員
18	田布施町消防団長	7 号委員
19	柳井地域広域水道企業団担当職員	8 号委員
20	日本郵便事業(株)田布施郵便局長	9 号委員
21	西日本電信電話(株) 山口支店長	
22	中国電力ネットワーク(株)柳井ネットワークセンター所長	
23	防長交通(株)平生営業所長	
24	日本赤十字社田布施支部長	
25	陸上自衛隊第17普通科連隊第1中隊長	10 号委員
26	自主防災組織代表	
27	田布施町民生委員児童委員協議会長	
28	田布施町社会福祉協議会事務局長	

○田布施町災害対策本部条例

昭和39年3月25日

条例第25号

改正 昭和55年3月26日条例第12号

平成8年3月29日条例第6号

平成24年10月1日条例第14号

平成27年3月31日条例第19号

平成31年3月27日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、田布施町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(庶務)

第5条 災害対策本部の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和３９年４月１日から施行する。

附 則（昭和５５年３月２６日条例第１２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成８年３月２９日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２４年１０月１日条例第１４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２７年３月３１日条例第１９号）

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月２７日条例第１号）

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。